

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年12月まで
② 昭和62年4月から同年6月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行った。納付が遅れると役場の職員が自宅に訪問したことは記憶にある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除いて、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②の前後の国民年金保険料が納付された平成元年ごろにおいて、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その母親から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等も得られないことから、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を昭和63年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

A社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和63年9月30日になっているが、私の退職日は同年9月30日であるので、資格喪失日は同年10月1日になるはずであり、資格喪失日が間違っているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が保管する「雇用調書兼労働者名簿」及び「一般従業員退職金計算書」から、申立人は当該事業所を昭和63年9月30日に退職したことが確認できる上、雇用保険の加入記録からも同日に退職したことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)によれば、申立人の退職日は昭和63年9月29日、資格喪失日は同年9月30日と記載されているが、事業主は、「退職日及び資格喪失日共に誤りであるので、訂正したい。同年9月の保険料は控除していたはずである」旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出した厚生年金保険被保険者資格の喪失手続において、申立人の資格喪失日を昭和63年9月30日と誤って届け出たことを認めている上、事業主が資格喪失日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る資格喪失日（昭和32年9月1日）及び資格取得日（昭和33年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から33年4月1日まで

A社には、約5年間継続して住み込みで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間に7か月間の空白期間があることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共に申立事業所に住み込みで勤務していた元同僚は、「途中で退職することなく、一緒に勤務していた。その間勤務内容にも変化は無かった」と証言しているほか、申立期間直後に厚生年金保険加入記録がある同僚は、「申立人は、私が入社する以前から住み込みで働いていた」と証言していることから、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、上記同僚を含むすべての被保険者において、当該事業所における申立期間の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年9月から33年3月までの保険

料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年5月1日）及び資格取得日（昭和44年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から44年4月1日まで

昭和42年4月1日に入社し、47年9月まで大病もせず、まじめに勤めてきた。5年間勤めるとダブルの布団地、お客布団地、夏座布団が各10枚支給されることになっており、私は結婚の時、その全部を受け取った。これは私が5年以上勤めた証である。当時の同僚であるBさんが勤めていたことを証明してくれたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社において、申立人と共に働き、同様に販売員として従事していた厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、申立人は業務内容及び勤務形態の変更は無かったほか、勤務先及び仕事内容も同じであったことを供述しているところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、申立期間において、当該同僚の1名からの申立人と一緒に継続して勤務していた旨の証明書及び写真があるほか、当該事業所に隣接する事業所の従業員から提出された昭和43年ころの社員旅行の写真に申立人が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から44年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日から同年7月1日まで

平成15年6月末までA社に勤務した。同年6月30日付けで、同年6月分の健康保険料及び厚生年金保険料を控除されている。資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成15年6月の給与明細書、退職証明書、健康保険・厚生年金保険の資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に同年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年6月分の社会保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理上の誤りから、平成15年7月1日に資格喪失させるべきところ、同年6月30日に資格を喪失した旨の届出を行ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年12月までの期間及び58年12月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月から52年12月まで
② 昭和58年12月から59年2月まで

子供の出生届をA区役所で提出する時、元妻が私の国民年金の加入手続をして、その後は元妻が私の保険料と一緒に納付した。未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の元妻から証言が得られないため、当時の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年12月ごろに払い出されており、その時点で申立期間①は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人の元妻は、厚生年金保険期間であり、申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人はほかに国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和20年12月26日から21年5月10日まで
③ 昭和21年5月10日から29年5月21日まで
④ 昭和29年5月21日から同年7月20日まで
⑤ 昭和29年7月20日から30年5月13日まで
⑥ 昭和30年5月13日から同年7月14日まで
⑦ 昭和30年7月14日から33年4月1日まで

年金をもらう年齢になったとき、同じ職場で働いていた人の中には、厚生年金保険の被保険者期間を年金として支給されているが、なぜ、私は年金として受給できないのか合点がいかない。社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間の確認をしたとき、昭和20年11月6日から33年4月1日まではずべて同じ事業所で約12年間働いたのに、A農業協同組合連合会B工場とC社の2つの事業所で勤めていたことになっていた。社会保険事務所での管理記録に不備があるのではないかと。

申立期間①、③、⑤及び⑦について、私は脱退手当金を請求した覚えも無いし、受け取った覚えも無いので脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、申立期間②、④及び⑥について、昭和20年11月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年4月1日に喪失するまで約12年間はA農業協同組合連合会に勤めており、勤続表彰も3年、5年、7年、10年と受けていることからすれば、勤めた期間が途切れていることは考えられないため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③、⑤及び⑦について、社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA農業協同組合連合会B工場を同時期に資格喪失し、かつ、脱退手当金支給記録のある女性従業員

25名は、いずれも資格喪失後5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人と支給日が同日となっている者も存在するほか、脱退手当金支給記録のある同僚は、「退職のときに事業所から一時金として受け取った」と証言をしている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①、③、⑤及び⑦の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月20日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③、⑤及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立期間②、④及び⑥について、申立人は、A農業協同組合連合会B工場から交付された3年、5年、7年及び10年勤続表彰状を所持していることから継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であるほか、申立人は当時の同僚など記憶しておらず、申立ての事実について確認することができない。

また、昭和20年4月7日からA農業協同組合連合会B工場で厚生年金保険の記録があり、申立人と同様に申立期間④及び⑥の厚生年金保険の記録が無い同僚は、「当該事業所から勤続表彰を3年、5年、7年及び10年と受け、10年表彰の際にタンスを受け取った」と証言していることから、厚生年金保険の被保険者期間と当該事業所における勤続年数とは異なる取扱いであったと推認できる。

さらに、申立期間②について、D社E工場の厚生年金保険被保険者名簿2ページに記載されている女性55名のうち36名の厚生年金保険の資格喪失日は昭和20年12月28日となっているほか、健康保険番号*番から*番までの同年11月に資格取得した申立人を含む女性18名の資格喪失日も同日であることが確認できる。

なお、申立期間④及び⑥について、A農業協同組合連合会B工場の厚生年金保険被保険者名簿3ページに記載されている80名のうち申立人を含む女性24名が昭和29年5月21日に資格喪失、同年7月20日に資格取得、30年5月13日に資格喪失及び同年7月14日に資格取得していることが確認でき、申立期間②、④及び⑥について、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、喪失している者が多数見受けられることから、事業所の都合により、一括して当該事務処理がなされた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間②、④及び⑥において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持

しておらず、このほか、申立人の申立期間②、④及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月28日から同年5月13日まで
② 昭和19年5月14日から20年9月15日まで

昭和19年2月28日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失して、B社で同年5月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることになっているが、当時の状況において3か月も失業してられる時代ではなかったため、A社に勤めていた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めしてほしい。

また、B社に勤務した厚生年金保険被保険者期間が、脱退手当金として昭和21年4月9日に支給されているが、当時、会社は閉鎖され大変な状況であり、脱退手当金は誓って受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消して厚生年金保険の年金期間に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社では複数の抗区で働いたと供述していることから、社会保険事務所で管理している厚生年金保険適用事業所名簿で確認できるA社C抗区、同社D抗区、同社E抗区、同社F抗区、同社G工場、同社H工場、同社I工場、同社J工場、同社K工業所及び同社L工業所並びに申立人が記憶している事業主のM社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の記録を確認することができなかった。

また、A社は昭和27年10月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員等の消息は不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、申立人は当時の同僚を記憶していない上、死亡又は連絡先不明により同僚からの証言が得られない。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたB社で同時期に資格喪失した112名の従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、58名に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失後約12か月以内にすべての者の脱退手当金の支給決定がなされており、申立人と支給日が同日となっている者も11名存在するほか、脱退手当金支給記録のある同僚は、「退職のときに事業所から脱退手当金を一時金として受け取った」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月9日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したとする記載がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 7 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 37 年 3 月 7 日から A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では同年 8 月 1 日からとなっている。私の主な仕事はダンプカーでの砂利の運搬だった。専務が B 氏、事故係兼配車係が C 氏、事務員は 20 歳くらいの女性が 2 名、運転手は私と先輩の D 氏、E 氏、後輩の F 氏、G 氏だった。証拠となるものは無いが、勤務したすべての期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で厚生年金保険の資格を取得する前に資格を喪失した同僚の氏名を記憶していることから推認できる。

しかし、当該事業所において、厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚に確認したところ、いずれの同僚も入社日から 2 か月ないし 4 か月遅れて厚生年金保険の資格を取得している旨の証言をしている上、申立人が記憶している同僚の中には、当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い者も存在することから、当該事業所ではすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は消息不明であり、解散時の事業主に問い合わせたものの、当該事業所の資料は保管されておらず、申立てに係る事実について確認することができなかった。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年3月1日まで
終戦後、初めて炭坑夫としてA社（B町）に入社した。亜炭をトロッキー杯幾らで買い上げてもらい、種類別に分ける仕事に従事した。立て坑を下へ掘り下げ、横に掘り進むといった具合で深くなるにつれ作業が恐くなり退職した。その後、C社に移った。申立期間について厚生年金保険料が差し引かれたことは確かだと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が申立期間において炭鉱夫として従事していたと主張しているA社について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社名の一部にA社又はD社の名を有する類似商号事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿についても同様に調査したが、申立人の氏名を確認することができなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない上、申立期間当時の事情を知る事業主及び同僚は所在不明又は既に他界しており、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 46 年 3 月末日、A 研究所を卒業し、その紹介で同年 4 月 1 日から B 社に就職し、退職まで 3 年 1 か月勤務した。同年 4 月 1 日から 47 年 7 月 3 日までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻及び同僚の証言から、申立人が A 研究所卒業後、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の妻は、「少しの間とお願いされて来られたため、入社と同時に加入手続はしなかった」と証言し、申立人も当初は短期間のつもりだったと述べている。

また、申立人は、その後、事業主から「辞めないでほしい」と頼まれたので引き続き勤務することになったとしているが、その時期及び雇用条件等の提示の有無について覚えておらず、当該事業所は平成 14 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため関連資料等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号は連続しており、欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 30 年 3 月に A 高校の土木科を卒業と同時に B 社に就職し、すぐにダム工事現場に行った。兄弟が多く生活が大変だったが、高校を卒業させてもらったので毎月給料から仕送りをした。2 年間は勤めたはずなのに 1 年しか加入期間が無いので、31 年 3 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社に勤務し、勤務地が C 県の D ダムであったことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時申立人と同じ土木の仕事に従事しており、厚生年金保険を昭和 31 年 4 月 1 日に資格喪失している同僚は、「申立人は、自分より早く退職した」と証言している。

また、当該事業所は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る保険料控除について、当時の事業主及び役員等から回答を得ることはできないほか、申立人の家族は、申立期間に係る上司、同僚及び申立人の勤務実態について詳細に把握しておらず、保険料控除に係る有力な証言が得られない。

さらに、申立人の妻は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
A社B工場C分工場 (現在は、A社D事業部Eセンタ) に昭和 45 年 2 月 3 日入社し、51 年 6 月 21 日から同年 6 月 30 日までの期間を有給休暇として同日退職した。厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 7 月 1 日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA社B工場C分工場で有給休暇を消化して昭和 51 年 6 月 30 日に退職したことから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 7 月 1 日であると主張している。

しかし、A社B工場C分工場は、平成 12 年 3 月 31 日から厚生年金保険適用事業所としてA社で一括適用されたことにより全喪しているため、申立てに係る事業所での勤務実態を明確にすることができない。

このため、一括適用指定事業所であるA社から提出された「退職一覧表」を確認したところ、退職年月日の欄に「51. 6. 20」の日付印が押印されており、同事業所からは、「昭和 51 年 6 月 20 日退職のため、申立てどおりの資格喪失に関する届出を行っておらず、同年 6 月分の保険料は納付していない」との回答を得た。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票の資格喪失日の欄に「51. 6. 21」の押印がされているとともに、雇用保険の被保険者総合照会の結果、申立事業所の離職日は昭和 51 年 6 月 20 日となっている。

さらに、F厚生年金基金加入員資格喪失届と一時金支給が記載されているF厚生年金基金加入員証の資格喪失年月日は昭和 51 年 6 月 21 日であり、厚生年金基金連合会からのはがきに記入されている加入員期間は 45 年 2 月 3 日から 51 年 6 月 21 日である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。